

「アセットオーナー・プリンシプル」の受入れについて

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、アセットオーナーとして受益者に対してその資産を運用する責任を果たしていくために、令和 6 年 8 月 28 日に内閣官房「新しい資本主義実現本部事務局」が策定・公表したアセットオーナー・プリンシプル（アセットオーナーの運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則）の趣旨に賛同し、これを受け入れることを表明します。

原則 1. アセットオーナーは、受益者等の最善の利益を勘案し、何のために運用を行うのかという運用目的を定め、適切な手続に基づく意思決定の下、経済・金融環境等を踏まえつつ、運用目的に合った運用目標及び運用方針を定めるべきである。また、これらは状況変化に応じて適切に見直すべきである。

- 心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）における運用目的については、機構の独立行政法人通則法の規定に基づいて厚生労働大臣から指示された中期目標及び機構が策定し厚生労働大臣から認可された中期計画において定められています。
- 扶養保険資金の運用については、障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の障害者の生活安定に寄与するという資金の特性を十分に踏まえ、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的とし、厚生労働大臣が指示する運用利回りを確保するため、運用に関する基本方針（基本ポートフォリオを含む。以下「基本方針」という。）を定め、これに基づき管理を行うこととしています。
- 基本方針については、運用実績が基本ポートフォリオ策定時の想定と乖離していないかなどについて、毎年度、資産運用に精通した外部有識者で構成する資産運用委員会において検証を行い、必要に応じて随時見直すこととしています。

原則 2. 受益者等の最善の利益を追求する上では、アセットオーナーにおいて専門的知見に基づいて行動することが求められる。そこで、アセットオーナーは、原則 1 の運用目標・運用方針に照らして必要な人材確保などの体制整備を行い、その体制を適切に機能させるとともに、知見の補充・充実のために必要な場合には、外部知見の活用や外部委託を検討すべきである。

- 機構は、基本方針に基づき、信託業務を営む金融機関（以下、運用受託機関という。）に金銭信託による運用を委託して運用を行うこととしており、運用受託機関に対して、基

本方針、リバランスルール並びに運用及び資産管理に関するガイドラインに基づく運用を指示するとともに、資産運用の状況や運用環境等を定期的にモニタリングしています。

- 機構は、知見の補充・充実を図り、専門的なリスク分析を行うため、外部年金コンサルタントを活用しています。

原則 3. アセットオーナーは、運用目標の実現のため、運用方針に基づき、自己又は第三者ではなく受益者等の利益の観点から運用方法の選択を適切に行うほか、投資先の分散をはじめとするリスク管理を適切に行うべきである。特に、運用を金融機関等に委託する場合は、利益相反を適切に管理しつつ最適な運用委託先を選定するとともに、定期的な見直しを行うべきである。

- 機構は、分散投資による運用を行い、基本ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制することとしています。
- 機構は、毎月の運用実績をもとに年金コンサルタントによる各資産の市場リスク等の分析結果についてモニタリングを行い、四半期に一度、役職員で構成するガバナンス委員会において理事長まで報告・共有しており、適切なリスク管理を行っています。
- 運用受託機関については、基本方針に基づき、①経営理念、経営内容及び社会的評価、②扶養保険資金の運用に対する理解と関心、③運用方針及び運用スタイル・手法等を、役職員で構成する資金運用委員会において審査して選定するとともに、定期的に評価を実施し、委託継続の妥当性を確認しています。

原則 4. アセットオーナーは、ステークホルダーへの説明責任を果たすため、運用状況についての情報提供（「見える化」）を行い、ステークホルダーとの対話に役立てるべきである。

- 機構は、扶養保険事業についての情報提供について、以下のとおり実施しています。
 - ・ 扶養保険事業の財政状況について、事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、毎年度、直近のデータに基づいた将来予測の検証結果を加入者等に対して公表しています。
 - ・ 扶養保険資金の運用状況について、資産運用委員会の議事内容及び運用概況書を公表しています。
 - ・ 扶養保険制度の周知について、障害者及びその保護者に対するサービスの向上並びに制度の普及を図るため、心身障害者及びその保護者に必要な情報が行きわたるよう、国、地方公共団体及び関係団体等との連携・協力による周知・広報活動を実施しています。

原則 5. アセットオーナーは、受益者等のために運用目標の実現を図るに当たり、自ら又は運用委託先の行動を通じてスチュワードシップ活動を実施するなど、投資先企業の持続的成長に資するよう必要な工夫をすべきである。

- 機構は、運用受託機関を通じて、運用委託先に対してスチュワードシップ活動を通じた投資先企業の企業価値向上を促すことを求めるとともに、モニタリングを行います。